

平成21年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

第1回議事録

打合せ日時	2009年6月25日(木) 14:00~18:00	
打合せ場所	高圧ガス保安協会 第1、2会議室	
出席者	委員	駒田主査、稲田副主査、阪田、小野、石村、和田(途中退席)、萩原、渡辺、阿子島、天野、征矢、領家、高田、近藤
	オブザーバー	山岸、武石、中島
	事務局	荒井理事、松木部長、松本、長沼、須知、宮下、加藤 (以上24名参加)
確認欄		

【配布資料】

- (1) 資料-1 分科会委員名簿
- (2) 資料-2 平成19年度第4回分科会議事録
- (3) 資料-3 保安検査基準(案)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)
- (4) 資料-4 定期自主検査指針(案)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)

【議事内容】

1. 開会

- ・荒井理事、駒田主査挨拶
- ・新任委員紹介、欠席委員紹介
- ・事務局より定員15名中、14名の出席であり、委員会が成立している旨の報告がなされた。

2. 配布資料確認(資料番号1~4)

3. 資料2議事録確認

- ・パワーポイントにより分科会の位置付け説明及び波方基地、倉敷基地の概要説明。
- ・堅坑の内面の定義は？
→コンビ則上に規定されているとおり、配管堅坑上部内壁面である。
- ・防護構の定義は？
→「2.5滞留しない構造」で定義している。
- ・滞留しない構造物としては防護構があるということか？
→その通りである。
- ・保安電力を余裕空間、余裕水封水位で対応するとはどのようなことか？
→資料3のp.89の図の例では余裕空間が0になるまでの時間が15日以上、余裕水位が0になるまでの時間が8日以上あるため保安電力を有しなくとも対応可能である。

- ・波方基地では保安電力を有しないということか？
→波方基地における底水排水ポンプ及び水封水供給ポンプの保安電力を設けていないための対応策である。
- ・資料3の p. 35 のホットボルディングは削除して良いのでは？
→削除する。
- ・議事録承認の採決を取って良いか賛成の方は挙手をお願いする。
- ・全員の挙手により採決することとなった。
- ・議事録を承認して良いか挙手をお願いする。
- ・全員の挙手により承認された。

4. 前回からの変更提案（資料3及び資料4）

- ・資料4の p. 5 に参考資料8として配管給水方式による水封についてを追記した。
- ・資料3及び資料4の p. 7 に波方基地及び倉敷基地を挿入した。
- ・資料3に資料4に合わせて「また、保安検査基準に……改正する必要がある。」を追記した。
- ・資料3の p. 15、資料4の p. 17「脱水設備の加熱源」を「グランドフレア」に変更した。
→コンビ則では一般的に「フレアースタック」を使用している。
→修正する。
- ・資料3の p. 18、資料4の p. 20「滞留しない構造*¹」の*¹を付す位置を「設置する室*¹」に変更する。
- ・資料3の p. 19、資料4の p. 21「距離測定」を「距離測定*¹」に「異常*」を「異常*²」に修正する。また、解説の*は*¹及び*²に修正する。
- ・資料3の p. 25、28 及び資料4の p. 27、30 の（3）は削除したい。これに伴い解説の一部も削除したい。
→了解した。
- ・6. 4 緊急遮断装置（貯槽配管）の貯槽配管とは何か？
→KHKSに合わせている。
- ・4. 3は新しいKHKSを取り入れている箇所と取り入れていない箇所がある。
→最新のKHKSをとりいれて「4. 3 高压ガス設備の耐圧性能及び強度」「4. 3. 1 岩盤貯槽及び金属管内部機器の耐圧性能及び強度」「4. 3. 2 高压ガス設備（フレキシブルチューブを除く（以下この項において同じ））の耐圧性能及び強度」「4. 3. 3 フレキシブルチューブ類の耐圧性能及び強度」に整理する。
- ・フレキシブルチューブ以外にも変更した箇所がある。
→最新のKHKSに合わせて修正する。
- ・分科会としての決議の方法についてどうすべきかを定める必要がある。
→変更部分を再送付するので意見があれば書面等で確認することとして仮決議していただきたい。

5. 配管給水により変更する箇所について

- ・ 5. 2. 2 保安電力等の記録確認では逆止弁の確認のために停電させる必要があるように読める。また、どの程度の停電までを対象とするのかを決めておく必要がある。
 - ・ 県としては* 5 の確認方法の記述としてやりやすい順に列挙して欲しい。
→* 5 については再度文章表現を検討し、書類を送付するので確認していただきたい。
6. 金属管の腐食防止措置として電気防食を採用することによる変更について
- ・ 4. 3. 1 に電気防食による場合の検査方法を追記した。6. 1 1 の金属管の腐食防止措置の項は元々電気防食による場合も記述していたので変更はない。
 - ・ 4. 3. 1 (1) ②のイ)では「変形その他の異常がないこと」に対しロ)では「腐食、損傷、変形その他の異常がないこと」と表現が異なる意味は？
→電気防食により防食管理が適切になされている場合は腐食しないので変形その他の異常がないことを確認すればよいが、水質管理では腐食、損傷しない保証がないため区別している。
7. まとめ
- ・ 2. 3 の「グランドフレア」は「フレアースタック」に修正する。
 - ・ 2. 5 の* 1 の位置を変更する。
 - ・ 2. 6 (1) の距離測定後に* 1 をつけ解説の* は* 1 に修正する。(2) の* 2 に修正する。
 - ・ 4. 3. 1 及び 4. 3. 2 の (3) は削除する。
 - ・ 4. 3. 1 の解説の* 1 5、1 6 及び 4. 3. 2 の解説の* 1 3、1 4 は削除する。
 - ・ 4. 4 の解説のホットボルティングは削除する。
 - ・ 5. 2. 2 の解説の* 5 の文案は後日送付される書類で確認する。
 - ・ 巻末の付属書は削除する。
 - ・ これらにより目次が変わるので修正する。
 - ・ 資料 4 の 5. 1. 1 (3) ①及び 5. 1. 2 (3) ①の「次回以上停止検査」は「次回停止検査」に修正する。
 - ・ この他改正済の KHK S との整合を確認すること。
8. 決議
- ・ 以上で分科会として決議を取って良いか賛成の方は挙手願いたい。
→全員の挙手により決議して良いことに賛成された。
 - ・ 後日送付される文章を確認することにより、規格委員会に上申して良ければ賛成の方は挙手願いたい。
→全員の挙手により決議された。
9. 今後の予定
- ・ 8 月 3 日に規格委員会が予定されている。

